

【論 説】

権力の解剖

——ベルトラン・ド・ジュヴネルの近代国家論——

中 金 聡

目 次

はじめに

- 1 権力のメタフィジカ
- 2 権力のエティカ
- 3 主権者と代行者の分離
- 4 ルソー問題——規模の法則
- 5 権力の外部から「別の権力」へ

はじめに

現代フランスの政治思想家ジュヴネル（Edouard Bertrand de Jouvenel des Ursins, 1903-87）の名を一躍世界に知らしめた『権力論』（*Du pouvoir: histoire naturelle de sa croissance*, 1947）は、多くの誤解にさらされてきた。そしてジュヴネル政治理論の評価そのものがいまなおその余波のなかにあるとってよいだろう。

第一の誤解は、これを国家権力の肥大化を批判する古典的自由主義の書と考えることである。政治の原形質を「ひとがひとを動かすこと」（the moving of man by man）[PTP:13] にみるジュヴネルにとって、権力は政治の欠くべからざる要素ではあってもそれ自体で非難されるべきものではなく、社会の規模が巨大化の一途をたどる近代では、それに見合うだけの強さをもつ権力がむしろ必要であるとみなされる。しかし、権力の成長そのものより、そのような権力が単一の意志（une seule volonté）によって掌握されることのほうが危険であ

ると主張した『権力論』は、もっぱら権力拡大を非難する書として解釈されてきた [cf. DP:156]。とくにアメリカ特有のイデオロギー的負荷の下に広く読まれた英訳版『権力論』（1948年）は、かれの政治思想を「陰鬱な保守的自由主義」とみるか、それともF・A・ハイエクらと並び称される現代の「リバータリアニズム」ないし「新自由主義」の先駆と位置づけるかで議論の分かれる構図を確立することにもなったのである⁽¹⁾。

『権力論』にまつわる第二の誤解は、ジュヴネルがデモクラシーを否定しているというものである。H・テーヌのフランス革命論に依拠して、戦争とデモクラシーを近代における権力拡大の二大要因とさだめて構想された『権力論』は⁽²⁾、しかし書きすすめられるにつれ次第にデモクラシーに批判の矛先を向け、その病理的側面だけを取り上げて「僭主政の揺籃期」[P:23]と断罪するにいたる。ジュヴネルの権力概念の獨創性や『権力論』の物語としての「興味ぶかさ」を指摘する評者たちも、このデモクラシー批判の妥当性となると一様に懐疑的であり、この書全体から醸しだされる出口のみえない閉塞感やベシミズムに不満をあらわにしている⁽³⁾。

これらの誤解に共通するのは、『権力論』をジュヴネルの著作群全体から切り離して評価しようとする点である。しかし、政治にたいして『権力論』では歴史的、『主権論』（*De la souveraineté: a la recherche du bien politique*, 1955）では規範的、そして『純粹政治理論』（*The Pure Theory of Politics*, 1963）では分析的と個々にさまざまなアプローチを試み、またそれぞれに一定の評価をすでに下されてきたジュヴネルの営為のなかには、インターテクスチュアルな統一性や整合性の観点から再解釈をゆるす余地があると考えられる。そのひとつは、「政治的活動は危険である」[PTP:37]がゆえにあらゆる政治理論は潜在的に危険なものとなりうるという主張であろう。この点に着目するとき、『権力論』は権力の無限成長に決定的に加担した近代政治思想の罪を問う系譜学的反省の書としての相貌を明らかにするように思われる。もうひとつは、「ほかのだれよりもわたしが称賛した愛好する作家」[AC:91, note 1]とかれが告白するルソーの影響である。『権力論』における権力成長の「自然史」的過程の記述

から、近代にデモクラシーがたどった歩みの評価にいたるまで、ジュヴネルの政治理論は一貫してルソー『社会契約論』にかれ自身があたえた独創的な解釈の反映になっている。そのような観点から、ジュヴネルの権力論への再訪を試みることが小稿の目的である。

1 権力のメタフィジカ

『権力論』でのジュヴネルの議論は二つの命題から成り立っている。ひとつは、権力とは支配への意志というエゴイスティックな半身と人民の福利のために人民自身によって産み出された社会性という半身とを併せもつミノタウロス——「天使でもなければ野獣でもなく、人間そのものと同じで、二つの矛盾する性格を一身に統合した混成物」[P:144]——であるということである。もうひとつは、その権力が統治者と被治者の同一化を主張するデモクラシーと結合することにより、本質的なアンビヴァレンスを隠蔽され「仮面をかぶったミノタウロス」になったということである。この怪物の誕生の経緯は巻頭近くでつぎのように要約されている。

12世紀から18世紀まで、政府の権威はとぎれることなく成長していった。この過程はその生成を目撃したすべてのひとによって理解され、かれらを絶え間ない抵抗と暴力的反抗に駆り立てていた。時代がくだってこの成長は加速度的に継続し、その拡張はこれに対応する戦争規模の拡大をもたらしていった。だがいまやわれわれはこの過程をもはや理解せず、それに抵抗も反抗もしない。われわれのこのような黙従は珍妙なものであるが、その煙幕のおかげで覆い隠されてきた権力がこれをありがたがるのは当然である。かつて権力は、支配者を公言してはばかりず、また人間的情念をそのなかに看取しうる君主の人身に、かたちもあらわに可視的であった。その権力がいまや匿名性の仮面の下に、自分自身は存在をもたず、一般意志の非人格的で感情を欠いた道具にすぎないと主張するのである [P:20]。

権力と呼ばれる怪物が膨張していく歴史的過程の記述に徹した『権力論』で

は、たとえば議会政治、権力分立、あるいは人権のような権力抑制のために考案されたと信じられている諸制度も、権力成長の「自然史」におけるもろもろのエピソードとしてあつかわれる。自由の制度構想の欠如はジュヴネルの著作について一貫して指摘される点であり、かれの政治理論家としての資格を疑問視する根拠のひとつになってきた⁽⁴⁾。このような批判が提起されるにあたっては、『権力論』のなかに「権力」(pouvoir)の通常の意味でいう定義がそもそもないことが一因になっているように思われる⁽⁵⁾。

さまざまな社会で政府形態に違いがあること、また同一社会内部でも政府形態が変化すること、哲学用語を借りるなら、これらは同じ本質の偶有性にすぎない。本質とは権力である。それゆえわれわれは権力の最善の形態とはなにかの探求——政治の倫理学 (morale politique) ——とは手を切り、権力の本性とはなにかの問い——政治の形而上学 (métaphysique politique) の構築——へと赴いてもよからう [P:29]。

この「本質」、あるいは「それなくしては権力がそもそも存在しえない権力の内的現実」は、「命令することと服従されること」[P:124]と規定される。この拍子抜けするほど簡単な回答は、『権力論』という書物の主題にとって権力「それ自体」が二次的な問題でしかなかったことを如実に物語っているだろう。権力の本質は自明かつ永遠に同一なのだ。自明でないのは、それゆえ説明を要するのは、他者にたいする命令にすぎないはずの権力が至高の立法権威を有する主権へと拡大成長し、われわれがいま目の当たりにしているような「命令の国」(Cité du Commandement)の成立にいたる経緯なのである。

英訳版『権力論』で加筆された注には、「ルソーは「統治者」(prince)によって政府の構成要素の全体を意味していた。本書でわたしが権力(Power)と呼ぶのはこれである⁽⁶⁾」という説明がある。それゆえ「権力」とは、人民の絶対にして不可分の一般意志に由来しつつ統治者に専属するとルソーが考えたもの、「会議、評議会、審議し決定する能力、もろもろの権利、権原、特権」[CS: III.1, 257/89頁]ということになるが、そこにジュヴネルが付した留保こそが『権

力論』を理解するうえで決定的に重要な鍵である。「絶対的主権 (Souveraineté Absolue) の観念がいったん考案され、その存在が社会という団体にやどることを主張するようになってはじめて、統治団体にとってそれを掌握する誘惑が、そしてその機会もまた大きくなる。われわれの意見では、ルソーはかくも強大なる権利がそもそも存在すると考えた点でまったく誤っていたのだが、かれの理論には権力の成長の説明になっているというメリットがある。すなわちかれが政治的ダイナミズムを起動させるのだ」[P:52]。

ジュヴェネルのいう「政治の形而上学」は、権力の無限成長に関与した知的営為を告発するある種の系譜学的反省の体裁をとって展開されている。たとえば第一部「権力の形而上学」で実際に論じられているのは、権力の問題を権力にたいする臣民の服従義務の根拠の問題と——そのかぎりでは正しく——理解した近代の二つの政治理論、すなわち権力の「正統性」の起源を神、伝統、人民にもとめる主権論と権力行使の目標としての「共通善」を探求する統治目的論とが、ともに「人間の心ココロのなか」に権力への信用フレディを生じさせ、その成長に一役買ったという歴史的事実である。「力だけでも権力を確立することはできるし、習慣だけでも権力を維持することはできる。だが権力の拡大には信用が必要である。……理論が抽象的主権にたいするより大なる敬意を誘発するかどうか、あるいは抽象的な共通善へのより大なる献身を喚起するかどうかにかかわらず、権力の理論は権力に大いに助力し、権力のためにあらたな沃土を開拓する」[P:37-38]。ここから生い立ったのが、王権神授説から絶対君主制を經由して人民主権論へと継承されることにより「権力の跳躍板」となった「絶対的主権」の観念イデーであり、また権力をめぐる「純粹幻想の図式」を真理として定着させていったその言説の系譜（ボダンの主権論、ホッブズおよびルソーの社会契約論、ヘーゲルからスペンサーまでの国家有機体理論）であるとジュヴェネルはいう。

過度に単純でありかつ過度に厳格でもある秩序を夢想し、それを過度に性急に、過度にドラスティックかつ過度にラディカルな手段によって実現することをもとめる思考は、絶えず権力寄りの共犯関係にある。たとえ権威的職務の現職者にたいして

権力の解剖（中金）

闘争を挑む場合であっても、それはなお権威の拡張のためにはたらいっていることになる。なぜならそれは、事物の自然なりゆきとは正反対の方向に赴く莫大な努力によってでなければ具体的なかたちをとりえないヴィジョンを社会の脳裏に注入するからである——そしてこの努力は権力が、それも巨大な権力だけがよくなしうるものなのだ。要約すれば、結局のところ思考は権力にたいして、権力が成長するためのもっとも効果的な正当化を付与するのである [P:168]。

「絶対的主権」なる観念が考案されたこと自体を危険な徴候とみなすところには、政治を理論化する試みそのものが危ういというジュヴネル畢生の確信がすでに明瞭に披瀝されているともいえる。権力と権力についての語りとは織り合わさって加速する権力成長のプロセスは、権力の行使と権力のコントロールとの完全一致を夢想する不可侵かつ不可抗の人民主権の言説とそれを吸収した左右両極の全体主義の実現を経て、権力が「自分を生みだした社会的秩序をおのずと破壊する」[P:197] までつづく。これが権力成長の「自然史」(histoire naturelle) ということの正確な意味であった。『権力論』は、大規模近代国家はかならず専制に行き着くと予測したルソー『社会契約論』第三篇の改訂版 (mise à jour) の様相さえ呈している。

それにしても、人民主権主義的デモクラシーにたいするジュヴネルの批判には度しがたく手厳しいものがある。『権力論』が示唆するところによれば、権力の無限増殖を阻む手だてとして現実的かつ有効に機能してきたのは、デモクラシーの理論ではなくアリストクラシーの歴史的实践であった。中世ヨーロッパの君主は、臣民の人身と財産とをほしいままにできた古代あるいは東洋の僭主とは異なる。カトリック教会の教えのもとに、神法は世俗の君主を含むあらゆる人間的権威を「上から」制約していたのであり（いわゆる王権神授説の本来の意図は、地上における君主への臣民の服従義務を正当化するよりも、君主権力を天上の至高権威のもとにおくことにあった）、無数の先例と慣習、コモン・ローによっても君主権力は「下から」十重二十重に拘束されていた。実際「中世の聖別された王はわれわれが想像しうるかぎりでもっとも強く拘束され、

またもっとも恣意的ならざる権力であった」[P:43] のであり、臣民の行為準則をいかようにも変更することのできる立法権威という意味でも、立法しつつみずからは法に上位する絶対性を享受するという意味でも、「主権的」ではなかった。だがとりわけ中世社会の多元的ヒエラルヒー構造によって、君主はあまたの貴族たちの支配者とはならず、むしろかれらのあいだのたんなる首位者の地位にとどめおかれていた。貴族（noblesse）とは社会的権威者の謂いである。すなわち貴族はそのひと自身の権利によって社会内部のある集団のリーダーであり、その権威は本質的に国家から独立していた。そして君主は「みずから出向き、帽子を手に」、それぞれに土地と私兵を擁する対抗権威である貴族たちの助言と資力の拠出を仰がなければ、およそなにごともなしえないほどに無力であった⁽⁷⁾。

君主権力が社会的諸権威とのあいだで余儀なくされていた寄生しつつ共生しあう緊張関係から、大文字の権力として離床するにあたって決定的な役割をはたしたのは、庶民（Plèbe）との提携・同盟であった。アリストクラシーへの対抗基盤をもとめる権力と、それ自体やはり小権力である貴族からの解放と保護をもとめる庶民とが、「敵の敵は味方」の関係で利害の一致点を見いだしたのである。

国家権威の成長は私的な諸個人にとって自由への絶え間ない侵害ではなく、かれらが服従してきたさまざまな支配を打倒する試みとしてあらわれる。それはあたかも国家の伸張が個人の伸張のための手段であるかのようなのである。臣民たちが権力の計画のなかで永続的な共犯者となる主たる理由もここにある。それが権力拡張の真の秘密である [P:162]。

封建領主によって領民に課される負担の減免、人頭税の導入と直轄領の拡大、平民身分への統治機構の一部（たとえば法曹分野）開放は、社会的諸権威からの個人の解放あるいは自由と平等化の進展という外見の背後で、権力がローカルで多元的な社会的対抗権威を撲滅し庶民と無媒介に結合する可能性をひらい

た。こうして成立した17・18世紀の絶対君主政において、権力は中世の君主が夢想だにしなかった単一の主権的な権威としておのれを樹立し、ついでデモクラシーによってその基礎を盤石のものとするに成功する。脱君主政化はけっして権力の後退と自由の拡大を意味しなかった。支配構造の近代的再編成の歴史は、アリストクラシーを「ステートクラシー」(statocratie)によって置換する権力の永久革命のプロセスであったからである。「それはどこに帰着するか? ……一言でいえば、それが帰着するのは社会の原子化、ひとつひとつを結びつけるあらゆる私的な紐帯の断裂であり、人びとの唯一の絆はいまや国家への共通の隷従となる」[P:208]。もしあらゆる権威の源泉が国家に独占され、権力が国家主権の名のもとに社会のなかで覇権を掌握するならば、統治形態のいかにかわらずその時点で社会の「自然死」は実現するのである。

中世封建社会の多元的秩序を所与のものとしたこのような議論に、批判者たちの多くはボナル、メーストル、コンスタン、トクヴィル、テーヌらのフランス自由主義の伝統に連なるものを、またそれにとまなうアンシャン・レジームへの郷愁、「うしろむきのロマン的貴族主義」、「貴族的リベラリズム」をみる⁽⁸⁾。絶対君主政成立後のフランスでたびたび起こった貴族の叛乱に注目するジュヴネルが、エリートの存在が社会にもたらすダイナミズムに期待を寄せ、ある種のアリストクラシーを権力抑制の有効手段とみなしているのはたしかである。しかし、貴族の本来の役割を統治することではなく「統治への緩衝装置」[P:233]とみるジュヴネルにとって、君主の統治大権を奪取する機会をそれぞれにうかがう「小僭主」たちにすぎなかった18世紀のフランス貴族は、アリストクラシーの歴史的モデルではない⁽⁹⁾。またかれはトクヴィルとともに、デモクラシー化とそれがもたらす社会の平準化を近代の権力拡大に随伴する必然的過程と考えており、一社会身分たる貴族の存在を権力にたいする「平衡錘」として前提すればアナクロニズムとなる。いまや近代化の過程は広くかつ深く進行し、かつて貴族がになっていた政治的機能を代替する社会的勢力を見いだすことは困難になった。「われわれは社会の根本的な変容の、頂点をきわめた権力拡張の目撃者である。われらが時代の特徴となった革命とクーデターは、

社会的庇護者支配 (Protectorat social) の到来を予示する些末なエピソードにすぎない」[P:433]。デモクラシー化とともに「根本的な変容」を遂げつつある社会においては、身分制社会を前提に統治機構の各部分を異なる身分に分担させるモンテスキュー的「権力分立」も、「陛下の反対党」として公的に承認された野党を擁する英国流の「政党政治」も、権力を封じ込める現実的に有効な手段とはなりえない⁽⁴⁰⁾。善意の専制をみずから招き寄せようとする現代社会のどこに、われわれは権力への対抗拠点を見いだすことができるのか? 『権力論』末尾の同時代診断には底なしのペシミズムがただよっている。

『権力論』を政治理論家ジュヴネルの出発点とみる場合、われわれは以下の点を確認することができる。権力をあくまでも強制力の問題と考えるジュヴネルを、古典的な自由主義の系譜に棹さず政治理論家とみなすことはさしあたり正しい。だが『権力論』に権力を制限する制度構想が欠如していることをもって、ジュヴネル政治理論に規範性が欠如していると結論するのは性急である。『権力論』の議論の暗示にしたがえば、際限なく自己増殖をつづける権力を制限するのはそれを現実に阻止しうる力だけであり、権力問題への自由主義的アプローチは静態的な制度論的観点からではなく、社会のなかで権力と「阻止力」(le pouvoir d'empêchement) とが織りなす動的なマクロ・フィジックスの観点から再試行されねばならない。だがジュヴネルはこの暗示を追求するまえに、「ステートクラシー」に収斂していく権力成長の単線的な「自然史」をみずから疑問に付していく。いうまでもなく『主権論』がそれである。

2 権力のエティカ

ジュヴネルの第二の主著となった『主権論』は、とくに英米の保守陣営から熱烈な賛辞をもって迎えられた⁽⁴¹⁾。『権力論』に散見しうるアンシャン・レジームの無条件的肯定ともとれる部分は、すでにジュヴネルを保守主義に引き寄せるに十分な素地を形成していたともいえるが、主権的権力の必要性を主

として秩序の安定化という課題から正当化する『主権論』が保守主義者ジュヴネルのイメージ定着にあたって大いに力を貸したことは事実である。しかしそれは、ジュヴネルが『権力論』でしりぞけた「政治の倫理学」に本格的に取り組んだということの意味するのであろうか。

ジュヴネルの作品中もっとも規範的と目される『主権論』のなかに、権力成長の「自然史」を語った『権力論』の記述的な方法態度の継続と反政治理論志向をみることはむずかしくない。その冒頭でジュヴネルは、ヨーロッパの政治的思考が政治権力の正当性の問題を権力の「起源」への問いと、すなわち権力の根拠やその行使の原 - 主体の問題と同一視してきたことを、それゆえ正統的な規範的政治理論の問題設定そのものを一個の先入見とみなしている。この隘路からの脱出の糸口は、政治学の規範的アプローチを「だれが」(QUI) 決定すべきかの問いから「なにを」(QUOI) 決定すべきかの問いへと向けなおすことによって見いだされる。

「なにを」の問題の重要性に正当なウェイトがあたえられるなら、なぜ規範的アプローチが幾世紀にもわたってそれに注意を払ってこなかったのか、とわれわれが問うのは無理もないことである。規範的アプローチは決定権力のやどるべき場所の考察にみずからを縛りつけ、この権力がどのように行使されるべきかの問いには無頓着であった。それはだれが決定するべきかにかんする考えかたに影響をあたえてきたが、いかなる決定がなされるべきかについてはなんらの指針もあたえなかった [S:15]。

この「なにを」の問いこそ『主権論』が「政治的善の探求」と副題に謳うゆえんであり、またそれが『権力論』の直接の続編 [S:7] であるということのさしあたりの意味でもある。だがジュヴネルは、権力の悪を語るペシミスティックな歴史家から、権力によってなにをなすべきかを講じる理想主義的政治理論家への単純な転身をはかっているのではない。著者自身によれば、『主権論』の主題は、「通常考えられているより広くかつより必要でもある日常的活動としての政治、すべてのひとのうちになににほどこか存在するがままの権威、

ありとあらゆるところで観察されるこの活動とこの力とが向けられるべき善」[S:7]の考察である。実際ここでのジュヴネルは、「なにを」善い決定とみなすかの問いの答えを一般理論のかたちではあたえようとはしていない。かれが掲げるテーゼは、すべてを「結果の観点だけから考える——条件の観点からはけっして考えない——近代精神の傾向」[S:21]をしりぞけてみるなら、ヨーロッパの政治的言説のなかでこの問いへの答えは二つの語彙系列によって語られてきたということである。

ジュヴネルの関心は権力 (*pouvoir*) から権威 (*autorité*) に移行する。権威現象のなかには、『権力論』では追求されなかった権力関係の起源を人間集団の本質にさかのぼって明らかにするための手がかりがある。ジュヴネルはあえてこの問題にもっともふさわしからぬ「自発的結社の作用因」(*la cause efficiente des rassemblements volontaires*) [S:45]の問題を取り上げ、人間集団が参加者各人の意志の予定調和的な一致によって生成すると考える社会契約論の誤りを指摘することから説きおこす。「事実のなかには、万人の胸中に同時に生じた願望の自然的収斂のごときものは存在しない。われわれが事実のなかに見いだすのは、手に手をとってやってくる参加者たちではなく、潜在的参加者たちに向かって息もつかせぬはたらきかけをおこない、かれらをひとつに束ねる一人あるいは少数の発起人である」[S:44]。集団形成の起源には、つねになんらかの提案を発起することによっておのれの周囲に同調者を結集させる秩序の創設者 (*auctor*) の存在がみとめられる。そのような発起人のもつ「他者の同意を獲得する能力」、あるいは「自分の提案を受け入れさせる人間の能力」[S:47]こそ、ジュヴネルが権威 (*auctoritas*) と呼ぶものにはかならない。ある目的の実現への協力を呼びかける権威の声が応じる声を見いだすときに、原初の社会の成立が観察される。それゆえ権威とは「政治力」(*vis politica*)、すなわち「あらゆる社会的形成体ないし統一体 (*universitas*) の原因となる力である。……この政治力の研究は真実の政治学の本質的な部分をなすものとならねばならない」[S:34]。

ジュヴネルによれば、この「政治力」としての権威は「自然的権威」(*autorité*)

naturelles) であって、「制度化された権威」(autorité institutionnelle) あるいは「構成された権威」(autorité constituée) とは明確に区別されねばならない。

構成された公的権威は社会という建造物の王位にあたる。その場合には継続性が別して重要なものとなるから、構成された公的権威はすぐれて借り物の威信の受領者なのだ。それは玉座を占め王冠を被る。その提案が満場一致で受け入れられない危険は、提案を命令に転じ、それへの服従義務を臣民が学ぶことで対処されてきた。構成された公的権威は最終的に強制手段を意のままにし、その威嚇的な力で自然的権威の欠落を埋めあわせた。主権者の人格の威信が減じるにつれ、これらの強制手段は増大しなければならなかった。威厳の退場と同時に警察が登場するのである [S:99]。

本質的に「制度化された権威」は、「権威者=創設者」がその帰依者にたいして直接に有していた自然的優勢にもとづく人格的忠誠を、両者のあいだに時間と空間の隔たりが生じたのちにも持続することを意図した人工物（コンヴェンション 約束事）である。「人為は自然の効果を引きのばす」のだ。だが「そのときこそデ・ファクトの権威がデ・ユレの権威となり、熱狂の消失を補うべく権利が介入する瞬間である」 [S:104]。集団が巨大化して権威者とその帰依者とのあいだの距離がひらけばひらくほど、帰依者にとって法的フィクションと化した権威の命令は疎遠なものとなり、権威者にはその命令への服従を確実にするための強制装置を強化する必要がますます高まる。「権威の第一の特質は明白で直接的な現前である」 [S:105]。権威現象を科学的に理解するためには、それゆえ権威をそれが権利となる以前の「自然的権威」へと引き戻し、「構成された権威」を覆う法学的な外殻を剥ぎとって、その生成の現場にあった原初の純粋な人格的關係へと還元する一種の現象学的手続きが必要になるだろう⁽¹²⁾。

こうして取り出される権威の二類型が「指導権型/王権型」(*dux/rex*) であった⁽¹³⁾。「指導権型」権威を象徴するのは「アルコラ橋のナポレオン」である。それは本質的に煽動者あるいは「先導する者」(*entraîneur*) であり、人びとを「共同で達成するべき目標を示唆する一人物の呼びかけに応じて結集した個

人たち」に変貌させ、「かれらのエネルギーを足し合わせて、ことばの単純かつ直接的な意味での「力」、つまりいかなる個人もひとりではできない「偉業」を成し遂げる力を建設する」。他方、「ヴァンセンヌの檜の木の下のサン・ルイ」を原イメージとする「王権型」の権威は、係争当事者たちにたいする調停者、審判者、「安定化する者」(stabilisateur)の優勢な地位に由来する。この権威は、「人間各人はある行為環境のなかで生きることを余儀なくされており、なにをおいてもその安定性を想定しなければならない」がゆえに、行為の結果の合理的予測と自由のために人間的協働の制度化による秩序維持、すなわち「個人の環境の信頼性確保を主権者の本質的役割と考える」場合に出現する。

「指導権型／王権型」は二つの対等な理念型であり、論理的な前後・優劣＝主従の関係にはない⁽¹⁴⁾。「変化とみればどんなものにも恐れをなす権威と、どんな変化の先頭にも立とうとする権威は、かならずその特性をともにする。すなわちそのどちらもが、起こるべき変化を許容する権威とは対立するのである」[S:77]。近代社会が変化と創意に富む本質的に動態的社会であるかぎり、制度化による秩序安定を第一の職務とする「王権型」権威だけでは社会の発展が阻害されかねず、既成秩序に刷新の可能性を注入し変化を先導する「指導権型」権威は欠かせない。そのような「指導権型／王権型」のアンビヴァレンスのなかへ権威という現象を投げかえすことが、『主権論』の政治言説史の主たる目的であった⁽¹⁵⁾。ジュヴネル自身の選好が「王権型」権威にあるようにみえるのは、主権を語る近代の政治の言語のなかで「指導権型」の語彙の比重が圧倒的に大きくなってきたからである。本質的に軍事的な「指導権型」権威のアクティヴィズムや秩序の創設行為を反復する永久革命への暗示⁽¹⁶⁾が、主権をめぐるヨーロッパの政治的意識のなかで支配的になることをジュヴネルが危惧しているのはたしかである。

そのような危機感は、「共通善」(bien commun)や「自然法」(loi naturelle)の観念によって公的権威の活動を制約しようとする古典的な政治哲学へのネガティブな評価になってあらわれている。「共通善」にかんしてジュヴネルが強調するのは、小共同体へのノスタルジアに憑かれた「スパルタ偏執狂」

(Laconomanie) の弊害である。伝統的に「共通善」の思想史的系譜は、政治的共同体を小規模・同質性・外来の変革要因からの隔絶・静態性のなかの調和という四つの要請のもとに構想してきた。それゆえ、大規模・多様性・開放性・動態性によって特徴づけられる近代社会に直接適用すると、それはかえって「コロラリーの監獄」(la prison des corollaires) に転じてしまう [S:167-69]。一方「自然法」については、その「あらゆる人間的意志から独立している」という性格——神意に由来するものであれ慣習として伝承されてきたものであれ——が誘発する上位規範への敬意によって、統治者の恣意的な権力行使が内的に制約される可能性をジュヴネルもみとめており [S:266-67]、そこに実現する「規制された意志」(la volonté réglée) の節度ある統治は、ホッブズやルソーの「至高の意志」(la volonté souveraine) の統治よりも自由と整合的であるという。しかしこれを根拠に、ジュヴネルを古典的自然法思想の提唱者、あるいは中世キリスト教の伝統に棹さず政治思想家と考えるのは妥当ではない⁴⁷⁾。かれがいたいのは、少なくとも近代の政治的想像力が指導者による「目的支配」(télocratie) の夢想に席卷されるまでは、自然法のような超越的規範や徳の涵養が公的権威を制約する手段として一定の有効性を有していた、ということに尽きるのである。

こうして『主権論』は『権力論』と同じ主題を追求していることがわかる。「ステートクラシー」の完成に向かう単線的・目的論的な権力成長の「自然史」は、公的権威がその本質的なアンビヴァレンスをかなぐり捨て、「指導権」へと収斂していく過程として再提示される。そこに持続するのは、近代ヨーロッパに生じた「公的権力の道徳的解放」(l'émancipation morale de la puissance publique) [S:8] という現象を冷徹に記述しようとする態度である。ジュヴネルによれば、この「解放」は近代国家の統治理念に採用されたデモクラシーがある本質的な変容を経験したことにより必然化された。つぎにその経緯をみてもみよう。

3 主権者と代行者の分離

ジュヴネルは『主権論』と『純粹政治理論』のあいだにデモクラシーを論じる一連の作品を英語で発表している。直接には大規模社会におけるデモクラシーの実行可能性問題を考察したものだが、その過程でジュヴネルは、『権力論』では明確でなかった権力とその手段、主権的権威の保持者とその行使の実際の主体とを分節化する視点を獲得している。

反デモクラシー論者ジュヴネルのイメージがとりわけ英米で決定づけられるにあたっては、『アメリカン・ポリティカル・サイエンス・レビュー』誌に発表された「議長の問題」(“Chairman’s Problem,” 1961)の波紋が大きく作用している。「議長の問題」とはデモクラシーに内在するつぎのようなディレンマをいう。発言権の平等(イセゴリア)という原則を固持する民主的討議においてなら、討議に要する時間 m と討議への参加資格を有する者の人数 n とはたしかに正比例関係におかれ、各人に割り当てられる発言時間は m/n となる。しかしいま自分が討議を主宰する議長であるとしてみよう。民主的議長にとって、討議が最終的な結論にいたるまでの経過時間 m は無限ではなく、各発言者が自説を有意義に展開するのに必要な最小時間 k も与件である。すると、討議の参加者のうち実際に発言できる者の数は m/k となり、かならずしも n とは一致しなくなる。したがって、「いかなるシステムにおいても、形式的権利を実際にそれを行使する機会を付与できる以上に多くの人びとにみとめる場合には、実際の権利行使がゆるされる人びとをその権利が形式上帰属する人びとから選抜するなんらかの仕組みがなければならない」[NP:110]。

政治参加の権利と権利の現実的行使可能性の矛盾を鋭くついた「議長の問題」は、ジュヴネルとアメリカのアカデミズムのあいだに理論的対話がかわされた数少ない機会となり、今日にいたるまでに少なからず興味ぶかい反応を呼びおこしてきた⁽¹⁸⁾。しかしジュヴネル自身の関心は、直接制のうちにも事実上の代表制が内在していることを指摘して、そこからデ・ユールde Jureの代表手続き(た

たとえば自由で公正な選挙）を具体化する制度構想に赴くことにはない。むしろ「議長の問題」の論旨は、同胞市民にはたらきかけ、自説の賛同者集団として結集させる「ボタン穴かがりの」（時間をかけて他者を説得する）権利こそが「自由社会のエッセンス」[NP:118] であるという点にあった。

代表制はデモクラシーではないというジュヴネルの基本的な確信は、すでに『ある実験の失敗』でもつぎのように表明されていた。「意欲し行為するのが代表者だからといって集団のデモクラティックな性格が保持されている、などと何人も考えてはならない。代表者によってなされることは被代表者によってなされるわけではない。被代表者はそれをおこなっておらず、それゆえ一縷の負担も責任もになわないというだけでも、デモクラティックな活動をいささかも有してはいない。人民が代表されうることを否定したルソーは正しかった。デモクラシーが存在するのは、なされることに個人が関与するかぎりにおいてである」[PSE:131]。われわれはデモクラシーをもっぱら統治者と被治者の同一性という規範的な観点から考える。そこから帰結したのは、膨大な人口をかかえた近代国家を所与のものとした場合に、どうすればこの同一性を確保できるか、あるいは、下された決定を人びとが自分自身のものだと「感じる」にはどうすればよいかという観点から考える傾向であり、統治者／被治者の関係を代理人／本人（actor/author）の関係とみるホッブズの「代表」理論はその典型である⁽¹⁹⁾。だが公共的決定への全当事者の直接的関与というデモクラシーの理念は、人類史上かつていちども十全たる形態において実現されたことはない。そして、この理念的要請が選挙された代表者へ決定権を委託する制度によって近似的に実行可能だとする近代の思考慣習にも、根本的な錯誤があるというべきなのである⁽²⁰⁾。

誤りの根源は、決定過程を決定の選択とその実行の二局面に分解し、それぞれに対応する主権者と臣民という二人格の活動としてとらえることにある。ジュヴネルは「デモクラシーとはなにか」（“What is Democracy?” 1958）⁽²¹⁾で、公的決定を選択者（chooser）、臣民（subject）、代行者（agent）の三肢構造で理解することにより、デモクラシーが陥った混乱からの脱出口を模策する。こ

の観点からみるならば、デモクラシーとは決定の選択者と決定を実行する臣民がたまたま同一であるばかりでなく、なによりも代行者の不在によって、すなわち選択者になりかわって臣民に決定の実行を強制する独立の機関の欠如によって特徴づけられる公的決定の一特殊形態であることが明らかになるのである。ジュヴェネルはつぎのように述べている。

特別の執行組織がないかぎり、決定はデモクラティックなものである。万人の能動的な協力があってはじめて実行されるかぎり、決定を下すのが万人か、少数者か、ただ一人であるかの違いはさして重要ではない。万人の決定は、おそらく万人の行為によって実行されるだろう。だが一者あるいは少数者の決定は、もしそれが万人によって実行されなければ「空文」(lettre morte)にとどまるだろう。決定が万人によって実行されるためには、決定がそれを実行する人びとによって採択されなければならない [DP:26]。

決定が人びと自身によって下されたものである場合、人びとは強制されなくても下された決定を自発的に実行するだろう。一者あるいは少数者の下す決定の場合は、その実行を強制する手段がないと、人びとが自発的に服従できる内容のものでなければ決して実行されない。だがそのかぎりでも、アリストテレス以来の国制論の系譜のなかで統治の「自然的」形態と目され、主権にあずかる人間の数によって分類されてきた君主政・貴族政・民主政の違いは相対的に小さくなる。決定権威がどのような形状をとろうとも、その権威はいわば世論がそれに貸しあたえるだけの権力しか有しておらず、決定は人びとの自発的な行為によって履行される以外にはないからである。ホメロスの王の権威は、つねに民衆の意見に配慮し、その同意を獲得する王自身の能力と技術とに依存していた。それゆえ正確に言えば、人民は王にたいする「臣民」であるというより、実は王のほうこそ人民の意志に服する「臣下」であったとさえいえる。

だが統治者が決定の執行をまかせる代行機関エージェンシーをそなえたとき、つまりわれわれが「政府」の名で親しんでいるものが成立した瞬間、政治の風景は一変する。官僚制や常備軍のような「国家装置」(l'appareil d'État)が統治者の決定を忠

実に履行する「政府の手足」（organismes gouvernementaux）になると、政治的決定権威は人びとの意向から独立し、被治者の自発的な同意がなくてもかつてと同様の結果を享受できるようになる。ここからジュヴネルはつぎの「法則」を導く。

政府の手足がない場合に、統治者は、それがだれでどんな名前で呼ばれようとも、人びととともに、また人びとをつうじて行為するよりほかはない。政府の手足が発達すると、統治者は人びとなしに、また人びとに君臨して行為することが可能になる。……国家装置の成長は人びとへの依存状態からの政府の「解放」を可能にする [DP:27]。

ジュヴネルによれば、これは政治的事物の本質から生起する必然的関係の定式であり、価値判断をともしない事実についての言明であるがゆえに、政治学上の一「法則」となりうる。そしてこの冷厳な事実の法則から導かれる結論は、「参加主義的なデモクラシーは、きわめて大規模な組織においてはけっして再建されないという事実にわれわれは甘んじなければならない」[DP:30] ということである。

『純粹政治理論』では、純粹形態のデモクラシーに対応する人民（People）の概念が、やはり決定の三肢構造の観点から分析されている。人民とは、臣民としての各自が実行すべきことを主権者としての各自が自分で選択する「市民」のことだといえる。しかしそれが可能になるのは、この決定が全員一致で下される場合、すなわち主権者と臣民とが一対一対応で完全に一致する場合だけであろう。さらに、その場合にかぎり、臣民は自分が下された決定の張本人であることを根拠として、全員でこの決定を自発的に実行するとされるが、実は臣民各自の内部で人格の自己同一性や良心が決定の履行を強制していると考えべきなのだ。つまり正確に言えば、純粹な人民においてすら代行者は不在ではなく、臣民が自らその機能を兼ねているのである。

一方、人民の規模がある程度以上に大きくなれば、全員一致の決定は望めな

くなり、決定はつねに多数者の支持にもとづいて下されざるをえない。このとき独立の強制機関がないとしたら、下された決定の全員による実行を確保する方法は臣民の相互監視によるほかはない。しかし、「臣民の大半が自分との関連で代行者として機能し、さらに隣人との関連で監督者として機能すれば、同一化が不完全でも理想に近似した状態になる、と信じるのは大間違いである。隣人の監督者として機能する臣民が行使する横からの圧力は、専門化した代行者の圧力よりもはるかに抑圧的になりがちなのだ」[PTP:173]。この社会がいかに息苦しい生活を強いるものとなるかを理解するのに、大した想像力は必要あるまい。それを避けるためにも、大規模社会においては権威的な決定の履行を臣民たちに強制する独立の執行機関が、すなわち「政府」が必要とされるのである。

こうしてわれわれは先の冷厳な「法則」に戻っていくことになる。

決定形成者が執行や強制的な特別の代行者をもたない単純な団体——先に記述した人民のような——では、公式に決定形成が絶対者を称する一者に宿っても、事実大きな問題にはなるまい。というのも、このような状況では決定の執行が各人にゆだねられているので、公式の決定形成者は自ら執行する各人の意欲に全面的に依拠しており、それゆえ「臣民たち」が自ら実行を意欲することしか命令できないからである。国家機構が発達しているところではそうならない。決定形成者は通常、決定を実行する人びとの善意におのずと依存している。しかしこの実行の主体が社会の構成員から国家機構の構成員に移行するにつれ、この依存の対象も移行する [PTP:190]。

社会が巨大化するにつれ、統治は決定を強制する代行者の役割への依存度を深めざるをえないが、それは同時に統治者が被治者の意志から漸次解放されることを可能にする。『権力論』で記述された権力成長の「自然史」的過程を加速させたもの、『主権論』にいう「公的権力の道徳的解放」のメカニズムは、社会の大規模化にともなって必然化された主権的権威とその代行者との分節化にあったのである。

4 ルソー問題——規模の法則

注目すべきは、ジュヴェネルの著作にたびたび登場するこの「政治形態の規模の法則」（the dimensional law of political forms）[EFG:97, PTP:188, AC:103] がルソーの『社会契約論』から引き出されている点である。

それにわたしが気づいたのは、『社会契約論』を研究していた何年もまえのことであり、そのときわたしは、この書が来たるべき共和国のための希望にあふれた処方箋ではなく、政治的墮落の臨床的分析であることを了解したのである。『社会契約論』のなかで、ルソーは大規模で複雑な社会の政府をデモクラシーに転化するための秘策をあたえたのではない。逆にかれば、かたや大人数と、かたや諸関係の複雑さの増大によって要請された政府活動の肥大化が、デモクラシーの反対物とかれがみならず少数者への政治的権威の集中へと不可避的に導いていくことの論証を提供したのである [RTFG:487/99 頁]。

モンテスキューはアリストテレスの国制分類論をもっぱら空間的かつ地理的な観点から理解し、共和国はその領土が小さい場合にだけ存在しうると主張したが⁽²²⁾、ルソーの独創性は、それに真に経験科学的な根拠をあたえ「政治学の実証的な法則」として完成したことにある。ジュヴェネルによれば、『社会契約論』の主題は社会契約ではなく社会的感情（l'affection sociale）である [RTFG:487=DP:268/100 頁]。ルソーの人民は至高の立法権（主権）を有し、これは譲渡不可能なものとされる。ところで臣民たる人民にとって法への服従という経験は、それが自ら立法したものであるかぎり、それゆえ主権者と臣民の同一性が具体的現実として保たれているかぎり、苦痛ではない。だが主権者たる人民の規模が大きくなり、決定権威への参加が各個人にとって真実味を失うにつれ、遵法が自発的であることの根拠も薄弱になる。ルソーのつぎの一節はそのような「感情」の衰微を説明したものと理解されねばならない。

仮に国家が1万人の国民から成り立っていると想定してみよう。主権者は集合的に、また団体としてしか存在しない。しかし各人は、臣民としては一個人とみなされる。だから主権者対臣民の比は1万対1である。すなわち各個人は、全面的に国家に服従しなければならぬにもかかわらず、主権者の1万分の1しか自分の分け前をもたない。人口が10万になるとしても、臣民としての地位にかわりはなく、各人はひとしく法の完全な支配を受ける。ところが各人の投票権は10万分の1に減少しているので、法の制定にさいしては以前の10分の1の影響力しかもたない。それゆえ、臣民はつねに一個人であるから、これにたいする主権者の比率は国民の数に比例して増大する。したがって国家が大きくなればなるほど自由は減少する〔CS: III.1, 254/86頁〕。

ルソーは「人民」をたとえ単数名詞で使用しても、それが実在的にはつねに複数の人間たちであることを忘れはしなかった。人民は「主権者」として法の制定に関与するときには、あたかも一個の人格であるかのように、「一般意志」の名において全員一致の決定を下す。しかし法規範の効果がおよぶ人間、すなわち「臣民」であるかぎりでの人民は、その効果をつねに各人が一身において受けとめる以外にはない。小規模共同体においてのみひとは政治的自由を十全に享受することができる、という周知のルソーの主張も、実はここから導かれている。人民の規模が拡大すれば、「主権者」として法の制定に関与する各人の比重は逡減する。しかしその場合でも「臣民」として身に受ける法の効果は各人においてつねに同一であるから、自分で制定した法に自分でしたがっているという実感だけが相対的に小さくなってしまふ。

近代デモクラシーのアポリアは、主権者規模の拡大が臣民の法への自発的服従の動機づけを希薄化してしまうことにある。万人の法への服従を確保し、したがって国家がその存在理由として科せられた善を実現するためには、法への服従を強制する代行機関、つまり政府——法の執行と社会的・政治的自由の維持を目的として「臣民と主権者のあいだにもうけられた中間的団体」〔CS: III.1, 252/84頁〕——が必要になる。すなわち「人民の数が多くなればなるほど、人民にたいする抑圧力は増大する」。ところで政府の力の総量は国家の力、それ

権力の解剖（中金）

ゆえ主権と同じであるから、「執政者の数が多くなるにつれて政府は弱体化する」。この二つの基本的命題からルソーが導くのはつぎの結論である。「執政者の政府にたいする相対的な数は、臣民の主権者にたいする相対的な数と逆比例関係になければならないことになる。すなわち、国家が大きくなればなるほどその政府は集中化され、執政者の数は人口の増加に比例して減少するに違いない」[CS: III.2, 262/93 頁]。

こうしてジュヴネルによれば、「ルソーが、理論的な次元で「起こらなければならぬ」(devant arriver)と自分が主張していたのと正反対のことを「起こりつつある」(devant être)こととして力強く宣言したことは重要である。いいかえれば、社会学者としてのルソーは道徳家としてのルソーが勧告することの否定を予言する」[RTFG:495-96=DP:277/109 頁]。ルソーは小共同体における純粹デモクラシーの夢に凝り固まったモラリストではなく、大規模近代国家はかならず専制的支配に行き着くと予測する科学者、「ペシミスティックな進化論者」としてわれわれのまえにあらわれる。

ルソーほど以下のことを明確に述べた作家はいない。すなわち、統治への真なる民衆の参加は小共同体を必要とすること、大規模国家においてそれは神話であること、大規模国家における人間は実際には臣民であり、また臣民にならざるをえないこと。そのためにルソーは、かつてアリストテレスが述べたように、大規模国家を善なる統治形式にはなりえないものとして当然にしりぞけた。歴史の趨勢の赴くところが大規模国家であることをみてとったルソーは、それが道徳的に善なる統治形式から遠ざかりつつあると感じていたのである [EFG:99]。

だがそこにルソーにたいするジュヴネルのアンビヴァレントな態度が生じる理由もある。一方で社会の大規模化にともなう権力集中のロジックを解明した『社会契約論』の近代政治診断は、ジュヴネルの『権力論』における権力成長の「自然史」的過程の記述に「科学的」な準拠枠組みをあたえた。『主権論』以降のジュヴネルの営為は、ルソーによってあたえられることのなかった「権力がこのような篡奪を効果として産み出すのに必要な力の源泉」[P:53]を解明する

作業であったとさえいえるのかもしれない。しかし他方でジュヴネルは、もっぱら「科学者」としてのルソーに依拠することにより、「モラリスト」としてのルソーの主張を、とりわけ小共同体の理想を共有することを自らに禁じる。現代のわれわれがそのなかで生きることを余儀なくされている大規模かつ動的な社会を所与のものとしたデモクラシーの制度構想が、少なくとも国制論的な語彙の伝統の終端で思考していたルソーにはないのである。

デモクラティックな社会の支配的な関心事は個々人の状態であるから、そのような社会に特徴的な政治制度とは、そのはたらきが人身の状態の保護と改善にあり、またその目的のための道具であるようなものでなければならないことになる。だが、それが合致せねばならない最終的形狀などは存在しない。政治制度の構造は、人間人身尊重の精神にさらに満たされ、人間のニーズにより効果的に応じていくためにも、時の経過にしたがって変化するのがつねである。社会がより複雑になるにつれ、その調整にあたる諸機関もより精巧なものにならなければならない。政府機構が記述するのも要約するのもむずかしいことは、いかなる意味においても欠陥ではない。むしろ欠陥は、それが望ましい結果をもたらすことができないことに存するのである [DP:45]。

『権力論』以来ジュヴネルが一貫して国制論的思考に発した権力制限の提案に疑問を投げかけてきたのも、ここに起因している。権力はその「手足」を発達させることによって、量的に拡大しただけではなく質的にも大いに変質し、「法による統治」(government by law)によって権力を封じ込めようとするすべての近代的な企図を出し抜いてしまった。「法則支配」から「目的支配」への転換がそれである。ロックは『統治論第二篇』で立法権力と「法の執行に留意する」(see to the execution of the laws) 権力とを区別した。だが、立法部の至高性にもとづく「法の支配」が権力への有効な制限として機能するのは、「法はわたしになにをなすことを許すか」と考える人びとからできている社会においてだけである。人びとの大多数が「われわれの意図する目的がある特定の行為を要求する場合に、いかなる法を制定する必要があるか」と考えるように

なった社会では、「ロックの構想は現状にそぐわない」。

「近代的」な体制は能動的な権力を拘束するために考案された。これは法則支配（nomocracy）として描かれ、そこでは能動的権力とは独立に形成された法が権力の作用を規定し抑制するのであった。目的支配（telocracy）はこれとはまったく異なっているのでなければならない。そこでは、変転する状況のなかでさまざまな目的を追求する能動的権力が、諸政策の履行に必要とされるアド・ホックなルールを立法部に要求するのである [EFG:93-94, cf. DP:77-79] ⁽²³⁾。

社会から政府に託された執行権力（executive power）が、同じ社会によって社会自身の潜在力を開発し制御するために要請される 20 世紀の管理する権力（managerial power）へと変貌していく「自然史」——近代の権力正史が権力の馴致とも進化とも呼びそれ自体よきこととみなすもの——を、本質的に能動的な権力（pouvoir actif）の自己展開プロセスとみなし、それにあくなき抵抗を挑むこと ⁽²⁴⁾。『権力論』にはじまる政治理論家ジュヴェネルの歩みを導いてきたのは、この課題にほかならない。だがこの抵抗が実に多くの近代社会の諸事実を前提にしなければならないことも明らかである。参加が名目上のものにすぎないことを知りながら投票する人びと、主観化し多様化の一途をたどる物質的欲望、あるいは権威的決定を「空文」にしないためにも肥大化せざるをえない強制機構をすら所与としつつ、なおも自由が確保されているような国家の制度構想とは、どのようなものになるのだろうか。

5 権力の外部から「別の権力」へ

『権力論』でのジュヴェネルの主張をふりかえっておこう。人権やいわゆる権力分割のような近代の発明では、なぜ権力の無限伸長に歯止めをかけられないのか。まず人間の自由とは、憲法に権利として規定された抽象的な人間一般の属性ではなく、「自由人」のもの、すなわち「自由を守るすべをもつ人びと、

またもっぱらそのような人びとのものである主観的な権利」[P:389]の謂いである。権力分割については、モンテスキューが語ったことを正確に理解しなければならない。「政治的自由は制限政体にのみ見いだされる。しかしそれは制限政体の諸国につねに存在するわけではなく、そこで権力が濫用されないときにのみ存在する。……権力を濫用しえないようにするためには、事物の配置によって、権力が権力を抑止するようにしなければならない⁽²⁵⁾」。ジュヴネルによれば、この「事物の配置によって」(par la disposition des choses)という表現は、権力を独立の三機関に分けあたえ、相互に抑制・均衡の関係におけばよいという意味ではなかった。「前代未聞のおふざけ！ 権力が権力を抑制する、とかれらはいふ——別個独立の各機関があらかじめ社会内部に存在する勢力のオルガノンであるのなら、たしかにそのとおりであろう。だがどの機関も同一の勢力からの派生物である場合にはけっしてそうはならない」[P:364]。

その種の権力抑制策が功を奏するには、十分に成長しきった状態の、すなわちおのれの同一性を自覚し、自陣への権力の侵略をくい止められるだけの実力で武装した党派的利害が存在していなければならない。それにはまた、これら利害間の衝突を調停しつつ中央の命令の道具にならないだけの独立性を有した法体系が必要である [P:366]。

『権力論』の結論は、権力の無限増殖の歯止めになるのは実効的な「阻止力」だけであること、しかし中世においてその任をはたしたアリストクラシーに相当するものが、社会的平準化の進行した近代には存在しないということであった。失われたのは制度としての野党ではなく、権力への「阻止力」を託すことのできる社会的勢力なのである。ルソーの「規模の法則」を批判的に摂取した時代診断は、このペシミズムをさらに暗鬱なものとするようにみえる。近代の大規模社会は、政府の「手足」の発達を促して権力に被治者への依存からの脱脚を可能にしただけではない。それはデモクラシーの内部ですら主権者と代行者の機能分化を余儀なくさせ、執行する権力を少数の人間の手に握らせる傾向

を強めたからである。現代デモクラシーは人民主権により非人格化するかにみえた権力を再人格化した。そこに出現した状況は、かつて古代のローマにおいて護民官職に在任のまま執政官を兼任し、やがて「元老院と政務官と法律の機能を一手に収攬する」にいたった初代皇帝アウグストゥスの単独者支配体制（*principat*）の成立を彷彿とさせる。実に現代の文明を特徴づけるのは、かたや至上命令と化した経済成長および社会の全般的計画化への期待の高まりと、かたや権力の人格化がもたらす決定の予測不可能性の昂進との不安な帯同、「経済的オプティミズムと政治的不確実性との結合」[EFG:65]なのである。

『単独者支配体制について』（*Du principat et autres réflexions politiques*, 1972）にまとめられた諸論考でジュヴネルが追求したのは、まさしくそのような状況下で実行可能な自由の制度を構想することである。その出発点は、大規模社会を所与のものとした場合、人民の主権を体現する政府なるフィクションはかえって専制の土台にしかならないという明瞭な認識によってあたえられる。「統治する人びとと人民とを同一視することは論点をいわずらに混乱させるだけであるし、そのような同一視が可能な体制など実在しない。統治する人びとを「多数者」と同一視できると述べることも同様に誤りである。……統治する人びとは人民でも多数者でもない。かれらは統治者（*gouvernants*）なのだ」[DP:166]。統治権力の本質は永遠に不変である。それゆえ自由が確保されたとしたら、権力になにか神秘的な変容が生じることによってではなく、権力への「異議申し立ての手段」（*moyens de contestation*）が実効的な「阻止力」として機能する場合だけなのだ。一方で社会がますます平準化しつつ、他方で権力が少数者に集中することによって人格化しつつある現在、そのような「政治的自由の体系の下部構造」[DP:167]はどこに見いだされるのか？

ジュヴネルの解答は、「ステートクラシー」化の進行した現代社会においては、「阻止力」もまた国家という権力機構の外部——思想や理論、あるいは「社会」——ではなくその内部にもとめられねばならない、ということである。「問題は、権力にとってかわることなく権力を抑制するような権力が存在すること

である」[DP:169]。そのような権力内「阻止力」の有望な候補になりうるものがいま実在するわけではない。だが過去には、まぎれもなく権力機構の一部でありながら権力そのものを有効に阻止した実例があり、そのいずれもが現代の「阻止力」の構想にあたってヒントになるとジュヴネルはいう。

第一は古代ローマの護民官である。共和政期ローマの大権 (*imperium*) は、近代国家の主権と異なり集権化されておらず、統治の各職務がそれぞれになう権威 (*potestas*) の集合体としてのみ存在した。そして護民官の任務は、もっぱら執政官や元老院の不法行為と権力濫用によって不当なあつかいを受けた人びとの救済にあった。ルソーによれば、「護民府は都市の構成要素ではない。それは立法権、執行権のいかなる部分をも分けもってはならない。しかしまさにそれゆえにその権限はより大きいのだ。なぜなら、なんらなしえずしてすべてを阻みうるのであるから。それは法を執行する統治者よりも法をあたえる主権者よりも、法の守護者としてより神聖であり、より尊ばれる。……護民府は、執行権の調停者にすぎないのに執行権をのっとる場合、また法を保護するだけであるはずなのに法をあたえようと欲する場合には、僭主政治に墮する」[CS: IV.5, 345-46/168-69 頁]。ルソーの理解は正しいとジュヴネルはいう。「護民府の本質的な価値とは、主人になろうという野望をもたない人びとによって人民が保護されたということにある」[DP:170]。

第二はフランス絶対王政期の官僚制である。「官僚制がカエサリズムの道具でなくその矯正策になることもある」[DP:152]。もちろん官吏は統治権力を執行する代行者であり、その増大が権力の無限成長の内実そのものであるが、近代の大規模社会の統治に不可欠の存在であることも事実であった。それゆえ、「代行機関が抑圧的に使用されることはたしかにありうるが、代行機関はその本質によって抑圧的なのではない」[EFG:106]。法律や行政命令を「空文」化させない責任がかかるのは、今日では個々の市民ではなく執行者たる公務員たちであり、またそのかぎりでの現代フランスの高級官僚の知的・道徳的水準の高さは称賛にあたいするとさえジュヴネルはいう。しかしアンシャン・レジーム下の「王の官吏」(les officiers du roy) のなかには、権力の執行機関にとど

まらず、国王権力への「阻止力」として機能していたものがあつた。たとえば高等法院は「王の官吏」でありながら、やがて売官や世襲により人事面で王政政府から自立し、また勅令登記権を活用して、基本法や地方慣習に背馳する勅令の登記を拒否したのである [DP:171-77]。

第三は代表制である。現代のわれわれは代表制統治（代議政体 *gouvernement représentatif*）の名において、われわれの代表者を統治者の座に就ける制度を考える。だがこれは、小規模共同体における統治者と被治者の同一性という理念を大規模共同体に投影した結果にすぎない。統治者と代表者とは別々の役割をになっている。代表とは本来、被治者の利益・感情・意見が政府によって (*par le gouvernement*) 代表されるのではなく、政府に向けて (*au gouvernement*) 代表されることを意味する [DP:178]。しかし民衆選挙権は代表者を統治者にしてしまい、権力を抑制する手段であつたはずの代表を権力の強化の手段に変えた。代表制をもっとも効果的に破壊するのは、代表制の否定ではなく政府による代表の吸収なのである。もし執行部と表裏一体になった近代立法部が代表機能とともに行政チェック機能の根拠も奪われているのだとすれば、代表が本来有する「阻止力」が今日託されるべきはおそらく英国モデルの「第二院」であろう⁽²⁶⁾。

むろんこれら諸制度の実効性にはそれぞれに特有の歴史的条件がともなうことをジュヴネルはみとめる。古代の護民官にしても、それがローマの政治構造にもたらしていたような緊張を近代以降の集権化された統一的権力の内部で再現することは原則的に不可能であろう [cf. P:350]。それでもジュヴネルは、これら過去の事例が「原則としてあらゆる形態の私的な権力——それがどのようなものであれ——をそれ自体のゆえにではなく別のもの (*autres*) として、それゆえ最終的には避難所として擁護すること」の重要性を現代に伝えていると主張する。「別々の力」(*altérité de puissances*) にいかなる欠陥があろうとも、それは「別のもの」であるというだけで取り柄がある」[DP:156] のだ。

そのような限定が成り立つのは、公衆が君主以外の者に別の形態の信頼と忠誠をあたえる場合、そしてその場合だけである。別のものということで、入れ替わりに君主になろうとするあれこれの他者のことを私が言っているのではないことは明らかである。それはむしろ君主になろうとしない他者、別の役割をにない、またそれで満足する他者、それらの役割において信任を受け、そのことによってある限定的な環境を構成する他者のことである [DP:163]。

これがある種のエリート主義で片付けるのは簡単なことだろう。だが、自律的な道徳的小共同体へのノスタルジーにひたることをみずからに禁じ、いつの日か権力に神秘的な変容が生じることも信じない政治理論家にとって、残されているのは、この権力の内なる他者を探求しつづけることだけなのである。

[テキストにかんする注記]

ジュヴェネルの主要著作およびルソー『社会契約論』からの引用にさいしては、以下の略号を用い、本文および注のかっこ [] 内に頁数あるいは編・章数を付して出所を示す。

P. *Du pouvoir: histoire naturelle de sa croissance* (Genève: Cheval Ailé, 1947).

PSE. *Problems of Socialist England*, trans. J. F. Huntington (London: Batchworth Press, 1949).

S. *De la souveraineté: a la recherche du bien politique* (Paris: Génin, 1955).

EFG. “On the Evolution of the Forms of Government,” *FUTURIBLES: Studies in Conjecture*, Vol.1, ed. Bertrand de Jouvenel (Genève: Droz, 1963); partly reprinted as “Sur l’évolution des formes de gouvernement” in DP.

RTFG. “Rousseau’s Theory of the Forms of Government,” *Hobbes and Rousseau: A Collection of Critical Essays*, eds. Maurice Cranston and Richard S. Peters (New York: Anchor Books, 1972); partly reprinted as “Théorie des formes de gouvernement chez Rousseau” in DP. 山下重一訳「ルソー」、M・クランストン編『西欧の政治哲学者たち』（木鐸社、1974年）。

PTP. *The Pure Theory of Politics* (Indianapolis: Liberty Press, 2000).

AC. *L'art de la conjecture* (Monaco: Éditions du Rocher, 1964).

DP. *Du principat et autres réflexions politiques* (Paris: Hatchette, 1972).

NP. *The Nature of Politics: Selected Essays of Bertrand de Jouvenel*, eds. Dennis Hale and Marc Landy (New Brunswick and London: Transaction Publishers, 1992).

EGL. *Economy and the Good Life: Essays on Political Economy*, eds. Dennis Hale and Marc Landy (New Brunswick and London: Transaction Publishers, 1999).

CS. *Du contrat social de Jean-Jacques Rousseau*, précédé d'un Essai sur la politique de Rousseau par Bertrand de Jouvenel, accompagne des notes de Voltaire et d'autres contemporains de l'auteur (Genève: Éditions du Cheval Ailé, 1947).
桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』（岩波文庫，1954年）。

注

- (1) J・シュクラール、奈良和重訳『ユートピア以後——政治思想の没落』（紀伊國屋書店，1967年），237-40頁参照。Cf. William R. Luckey, “The Economics of Bertrand de Jouvenel,” *The Journal of Markets and Morality*, Vol.1 No.2 (1998); Gerd Habermann, “Die soziale Weisheit des Bertrand de Jouvenel,” *Ordo*, Bd.46 (1995), S.61.
- (2) いわゆる総力戦を近代における権力成長のコロラリーとして説明する第八章「政治的競争について」(De la Concurrence politique)は、1943年1月の『スイス・コンテンポレーヌ』誌上に独立の論文として先行発表された。テーマによれば、フランス革命に「絶対君主中の絶対君主」ルイ14世でさえもが夢想するにとどまった完全無欠の主権の確立と全体戦争の遂行を可能にしたのは、普通選挙権と国民徴兵制度という「双子の兄弟」——「一方が全成人の手に投票用紙を押し込み、他方が各人の背中に兵嚢を負わせる」——である。Cf. Hippolyte Taine, *Les origines de la France contemporaine, t.2, La révolution: le gouvernement révolutionnaire; Le régime moderne* (Paris: R. Laffont, 1986).
- (3) H・モルゲンソーによれば、「近代デモクラシーにたいする著者の非難の多く

は、権力欲の遍在性から出てくる一般的悪、それゆえ人間の努力による矯正の埒外にある悪と、具体的な歴史的状況に由来する特殊な悪、したがって人間の意図的な努力に支えられた歴史の進展による治療に服する悪とを著者が区別しないがゆえに無効である」。Hans Morgenthau, *Dilemmas of Politics* (Chicago: The University of Chicago Press, 1958), pp.366-67. H・アーレントは、ジュヴネルにしたがえば戦争の終わりは国家の終わりを意味することになると揶揄している。山田正行訳『暴力について——共和国の危機』（みすず書房、2000年）、125頁参照。

- (4) ある評者によれば、すべからく整合的な政治理論は、人間の条件から生じる政治生活のディレンマの記述とこのディレンマを解決する国制の探求という二つの任務を遂行しなければならない。ジュヴネルの著述は第一の点では申し分ないが、第二の課題について著者はアリストテレスの『政治学』を読み直す必要がある。Cf. Stanley Parry, “The Stakes in Politics,” *National Review* (May 19, 1964), p.410. 制度論的な考察の欠如を指摘するものとして以下も参照。Roy Pierce, *Contemporary French Political Thought* (Oxford: Oxford University Press, 1966), pp.204-11. 伊藤利光「ジュヴネルの政治学——経験的アプローチを中心として(二)・完」, 29-41頁。
- (5) 「権力」ということばの使用例を拾いあげていくと、小文字ではじまる“pouvoir”によってホブズ流の「人間本性」としての力、すなわち外的対象をわがものにしようとする欲望ないし意志を、大文字の“Pouvoir”でウェーバー的な「統治の装置」を指示する二つの語法が使い分けられているようにも読めるが、これとでもけっして厳密な区別ではない。ジュヴネルがこの二つを区別するようになるのはかなりのちのことである。
- (6) Bertrand de Jouvenel, *On Power: The Natural History of Its Growth*, trans. J. F. Huntington (Indianapolis: Liberty Press, 1993), p.42, note 37.
- (7) 以上の議論は『主権論』においても中世君主の「幸運なる無力」(l'heureuse impuissance)の問題として再度取り上げられ、この箇所を含む『主権論』第三部「主権者について」(Du souverain)は『権力論』全体の要約になっている。
- (8) Cf. Morgenthau, *op. cit.*, p.367; Pierce, *op. cit.*, pp.187-92; Annelien de Dijn, “Bertrand de Jouvenel and the Revolt Against the State in Post-War America,” *Ethical Perspective*, Vol.17 No.3 (2010).
- (9) ジュヴネルが限定つきで評価するのは、権力を包囲しつつみずから権力の座に就くことは企まなかった英国貴族である。モンテスキューとマルクスは、フラ

ンスと英国とで貴族がはたした歴史的役割の違いを見落としたがゆえに批判される。

- (10) 「政党政治」については、『権力論』につづく『ある経験の失敗——社会主義英国の諸問題』(*L'échec d'une expérience: problèmes de l'Angleterre socialiste*, 1947)を参照。第二次大戦後に成立したアトリー労働党政権下で、英国の政府与党と野党保守党とは「マルクスかアダム・スミスか」をめぐる争うのではなく、「ネットの両側で」同じ預言者を、すなわち「ケインズとベヴァリッジ」を承認しあう二大政党の政策的収斂状況を呈するにいたった。「議会における野党が方向ではなく歩調にかんしての反対となる」[PSE:7] ことは、かえって恣意的かつ専断的な権力の独走を阻止する真に実効的な (efficient) 反対の不在を暴露している。
- (11) Cf. Willmoore Kendall, *The Conservative Affirmation in America* (Chicago: Gateway Edition, 1985; originally 1963), pp.253-57.
- (12) 別の箇所ではジュヴネルは権威現象をつぎのように説明している。いま二人の人物のあいだに、一方が命令的発話をおこない、それによって指示される行為を他方が遂行する関係が経験的に観察されるとき、前者の発話は後者の行為を結果としてもたらす「実効的命令」(efficient imperative) である。また、その行為遂行に際して処罰への恐怖や利益供与のような物的対価への期待が介在しないとき、このような人間関係は「純粹権威関係」と呼ばれる [NP:86]。
- (13) 以下の「指導権型／王権型」の説明は仏語オリジナルではなく、M・ポランニーやC・J・フリードリヒらの示唆により『主権論』英訳版(1957年)で加筆された「結論」であたえられている。Cf. Bertrand de Jouvenel, *Sovereignty: An Inquiry into the Political Good*, trans. J. F. Huntington (Indianapolis: Liberty Press, 1999), pp.361-63.
- (14) 「指導権型／王権型」の二分法的理解についてジュヴネルは、比較神話学者G・デュメジルによる古代ローマのロムルスとヌマの王権 (*regnum*) の分析に多くを負っている [S:35, note 2]。二人の王はローマの創始者とその法的組織者として歴史的継起の関係にある。しかしデュメジルによれば、「ローマやインド＝イラン語派の「至上権」観をあらわす対は、権利のうえでは対等であるにもかかわらず、事実上は位階をともなってあらわれる」。中村忠男訳「ミトラ＝ヴァルナ——インド＝ヨーロッパ語族における二つの至上権表象をめぐる試論」, 丸山・前田編『デュメジル・コレクション1』(ちくま学芸文庫, 2001年), 162頁。

- (15) この点を最初に評価したのはM・オークショットであった。Cf. Michael Oakeshott, "De Jouvenel's *Sovereignty*," *Crossbow*, 1 (1957), pp.43-44; *On Human Conduct* (Oxford: Clarendon Press, 1975).
- (16) リヴィウスの記述は、「軍事的指導者」ロムルスに体现された「創造の暴力」と、「武力によって創設された新しい都市に、正義と法と遵法精神によって (*iure, legibusque ac moribus*) あらたに土台をあたえた」ヌマの「組織する知慮」とがカテゴリー的に異なる支配の様態であったことをよく伝えている。「こうして二人の相次ぐ王はそれぞれのやりかたで、すなわち前者は戦争により後者は平和によって、都市の福利を増進した。ロムルスの治世は37年間、ヌマの治世は43年間つづいた。都市はたんに強かっただけでなく、戦争の術においても平和の術においてもよく秩序づけられていた」(Livy, 1.19.1; 1.21.3)。
- (17) Cf. Daniel J. Mahoney, *Bertrand de Jouvenel: The Conservative Liberal and the Illusions of Modernity* (Wilmington, Delaware: ISI Books, 2005), chap.4. D・スピッツによれば、『主権論』は「保守的なムードで書かれた体系的論考」であり、中世キリスト教的な秩序観に導かれていることに自分で気づかない「中世の間人のための中世的パンフレット」でしかない。Cf. David Spitz, *Essays in the Liberal Idea of Freedom* (Tuscon: University of Arizona Press, 1964), p.161.
- (18) ひとつはR・A・ダールのポリアーキー論である。それによれば、「議長の問題」は政体の最適規模というプラトン以来の政治哲学上の古典的問題に直結するものであり、「時間と数の法則」——「デモクラティックな単位が擁する市民の数が多くなるにつれて、市民が直接に政府決定に参加できる程度は小さくなり、権威を他者に委任しなければならない程度が大きくなる」——を導く。代表制民主政体(ポリアーキー)の規模の上限は、市民が参加をつうじて政治システムを理性的にコントロールする「市民的有効性」(citizen effectiveness)を確保できなくなる状態であり、他方の下限は、市民たちの集合的な選好に十分対応しうるだけの「システム容力」(systems capacity)が不足する状態である。内山秀夫訳『規模とデモクラシー』(慶応通信, 1979年)、参照。もうひとつは、L・E・ミーゼスの学統につらなる社会哲学者M・N・ロスバードの「アナルコ・キャピタリズム」である。「完全なリバータリアン社会」においては、すべての権利は所有権に還元され、所有物の最終的な処理権は所有者にあると考えられる。ところで討議がおこなわれる時間はその場所とともに発言権者の所有物ではない。つまるところ「議長の問題」にいう平等な発言権とは、時間という「稀少財」のもっとも適正な配分のことがらであり、発言を要求する者はその獲得を

めぐって「競争入札」をおこなうべきである。Cf. Murray Newton Rothbard, *The Ethics of Liberty* (New York: New York University Press, 1998), pp.115-20.

- (19) ホッブズの代表理論については、中金聡「主体と臣民のあいだ——〈リヴァイアサン〉における悪の政治学」, 太田義器・谷澤正嗣編『悪と正義の政治理論』（ナカニシヤ出版, 2007年）を参照。
- (20) 『権力論』および『主権論』によれば、議会の歴史的起源にはそもそも権力制約の必要はおろか代表の機能すらなかった。権力基盤の脆弱な中世の君主にとって、貴族たち（所領と私兵団をもつ封建領主, 顕職者, 聖職者）の臨席はもっぱら「君主の決定により重みを加える」[S:224] ために必要とされた。この代表議会の機能はC・シュミットやJ・ハーバーマスのいう「代表的具現」(Representation) に相当する。
- (21) この初出は、パリに本拠をおく国際自由文化会議が1958年10月にロードス島で開催した「新興諸国における自由とデモクラシー」をテーマとする国際セミナー（ロードス島会議）での報告ペーパーである。
- (22) 「小国家の自然的特質は共和国として統治されることであり、中程度の国家の特質は一人の君主に服従することであり、大帝国の特質は一人の専制君主によって支配されることであるとすれば、既存の政体の原理を保持するためには、国家を従来どおりの大きさに維持し、境界を縮小したり拡張したりするにつれて、国家が精神を変えなければならないということが結果する」。野田良之ほか訳『法の精神（上）』（岩波文庫, 1989年）, 246頁。
- (23) ロックの「執行権力」論の評価については“*The Political Consequences of the Rise of Science*” [EGL:167-68 and 174] も参照。ちなみに人間の結合の様態に「シヴィル・アソシエーション／エンタープライズ・アソシエーション」の二つを区別するオークショットも、それぞれに対応する権力のありかたとして「法則支配／目的支配」の区別を採用し（ただし目的支配の綴りは teleocracy）, 「法の執行に留意する権力」を（司法権ではなく）行政府に帰したとき、ロックはシヴィル・アソシエーションをとらえそなったことをまざまざと露呈した」と評している。Cf. Oakeshott, *On Human Conduct*, p.245 note 2. ロックの歴史的な位置づけをめぐる両者の理解には微妙な齟齬がある。これは、ジュヴネルが法則支配から目的支配への権力の変化を逆転不可能な歴史的過程とみなしているのにたいし、オークショットが近代政治を通時的に支配してきたアンビヴァレンスの二つの極性として二つの権力の様態を理解していることに由来する。中金聡『オークショットの政治哲学』（早稲田大学出版部, 1995年）, 第六章参照。

- (24) Cf. “Du pouvoir actif” [DP:183-211]; “The Drive to Power,” *Peaceful Change in Modern Society*, ed. E. B. Tompkins (Stanford, CA: Stanford University Press, 1969), p.40.
- (25) 『法の精神（上）』, 289頁。
- (26) このような現代代表制システム批判は、議会による政策の民主的正当化機能を軽視しているという指摘がある。伊藤光利「ド・ジュヴネルの政治思想——政治エリートの使命」, 名古屋市立大学『人文社会研究』35（1991年）, 109頁参照。しかしこの点でジュヴネルの議会議論は、「第二院」の存在意義をめぐる議論と関係づけて理解される必要がある。第二院（上院）について、伝統的にフランスでは第一院（下院）との決議の不一致に示されるデモクラシー抑制機能が強調され、ラディカリストがその無用性（シェイエス）を主張するのにたいし、保守主義者がその「修正院」としての機能を評価するという対立の構図があった。しかし英国には、これとは反対に両院の一致を第一院決議の正しさを確証するための立法過程の必須の手続きとみなし、そこからいわば「検証院」としての第二院の存在を正当化しようとする議論の系譜がある。つまりH・S・メインもいうように、「出来のよい第二院から期待されるのは、無謬性を張り合う好敵手ではなく付加的安全保障である。この点からみれば、ほとんどどんな第二院でもないよりましといっても過言ではない」。Henry S. Maine, *Popular Government* (Indianapolis: Liberty Press, 1990), p.183. ジュヴネル自身の議会議論については“On the British Parliament: Review of *The Reform of Parliament* by Bernard Crick,” *Government and Opposition*, 1（1965）も参照。